



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 〔政策動向〕 高等学校段階における特別支援教育の方向性                                                       |
| Author(s)        | 田中, 裕一                                                                            |
| Citation         | 北海道大学教職課程年報, 8, 18-35                                                             |
| Issue Date       | 2018-03-30                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/75229">https://hdl.handle.net/2115/75229</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 5_2185-9809_8.pdf                                                                 |



## 高等学校段階における特別支援教育の方向性

田中 裕一

私のほうからは行政の取組ということでお話しします。先ほどいろいろ発表していただいて上士幌高校には、今も高等学校の通級による指導のモデル事業で発表していただいたり、特別支援教育という特別支援教育課が出している季刊紙の中にもいろいろ書いていただいたり、それから中等教育資料という、教育課程課というところが出している中学校の先生、高校の先生が読む本にもモデル校の取組について書いていただいたりしながら、高等学校の特別支援教育に関する理解、啓発等を図っているところ です。

時間が短いのでできる限り脱線しないでおこうと思うんですけど、最初から脱線します。私、実は今、行政にいますけれども、特別支援学校で、特別支援学校におセンタ ー 的機能、地域支援が制度化される前から、地域支援みたいことをやっていました。これはその当時、僕が担任していた知的障がいと自閉症のある子どもが僕のことを描いてくれたものです。これは小学部の3年生のときだったんですけど、その1年後にまた同じようにイラストをもらうんです。そのイラストが話の最後に出てくるんですが、そのイラストがすごく変わるんです。1年でイラストがものすごく変わるんです。実はこのお子さんは、学校が保護者と連携しましたし、地域の発達障がい者センターとも連携して、うまくいった事例なんですね。何が言いたいかというと、高校生と小学生を単純に比べられるのかっていう疑問あるかもしれませんが、大人の側、つまり、周りの側が連携してうまくやれば、子どもって1年で絶対変わるんだということです。上士幌高校の話聞いてもそう思います。1年じゃなくて3年かかる場合もあるかもしれませんが、大人がどこかで諦めた瞬間に子供の成長が終わるんだなというふう にいつも思っています。ですので、これは、大人が連携して諦めずに取り組んだら、1年たったあと、すごくいい取組ができたという証拠になっていますので、最初にこれを見てもらい、最後のイラストを見てもらおうかなと思っています。一番言いたいのは、高校のときの特別支援教育でも、かかわる大人側があきらめた瞬間に終わる。かかわる大人側が頑張れば、子どもはその期待にこたえてくれるということです。

さて、最初に、特別支援教育の現状と課題を簡単に説明します。義務教育段階では どんどん特別支援教育の制度を使っている子ども、特別支援学校とか、特別支援学級とか、通級による指導を使っている子どもは増えているということです。増えているってことは、そのあとこのまま高校にいく子どもも当然いますから、今後、特別支援教育に対するニーズがある子どもが高校に進学する、ということが言えます。

特別支援教育については毎年、体制整備状況調査という調査を実施しています。例えば、校内委員会がありますか、実態把握をしていますか、コーディネーターを置いていますか、とか、そういう質問です。全部大体は右肩上がりです。進んでるんですけど、私が一番課題だと思っているのは、うちにはそういう特別支援教育が必要な幼児児童生徒はいないと言っている学校があるということです。高校は特に多いです。

個別の指導計画と個別の教育支援計画については、通常の学級に在籍していてその計画を作らないといけない子がいますか、作成していますかという聞き方をしている、幼稚園から高校まですべて合わせると、大体20%が、うちの学校の通常の学級には個別の指導計画、個別の教育支援計画を作る対象の子はいません、と言っています。（支援が必要な生徒のいない高校が）13%って言ったら、北海道は子どものことをよく見ている、すごいなって思いますね。全国で見ると、20%はうちの学校にはいないと言っているという数字です。ここを変えていかないとだめなんですね。そのためには、より良い実態把握をどのように行うか。この調査からは、94%は実態把握をしているんですから、実態把握をしているのに、いないと思っているというのが一番の課題かなあというふうに思って、私たちも取組を進めているというところになります。大体パターンとしては、小学校、中学校が高くって、幼稚園、高校は低いというデータになっています。次のスライドは、先ほども話が出た義務教育段階では通常の学級に発達障がいのある可能性のある子が6.5%いるというデータです。さらに高校では、2.2%という話が出てきています。平成21年の調査なので、かなり前ではあるんですけども、こういう数字になっています。

これは、文部科学省がやっている、公立の高等学校入学者選抜でどれだけ配慮していますか、っていう調査です。27年度は、全国で2600件ぐらい実施しています、って言ってるんです。多いと思うか、少ないと思うかは皆さんの想像にお任せします。で、大学入試センターの受験配慮なんかも結構やっていて、毎年のように何か一つ今までやっていなかったけど、今年からやりますっていうことは出てきています。新聞なんか見ていただけたらわかると思いますが、音声読み上げが使えるとか、パソコンが使えるようになったとか、毎年何か1個ずつぐらい、新しいものが出てきているという状況です。これができるってことは、高校の定期テストなどで実施していなければ、当然、入試で配慮してもらおうと思ったってやってももらえませんから、高校の特別支援教育も少しずつ進んでいる証拠でもあると思うんです。だけど、さっきの話題でもいくと、まだもうちょっと頑張りましょうよ、というのが現状になるのかなあとは思いますが、高校も今頑張ってる途中なんですね。

大学では、障害のある学生に対する配慮を、もう既に、いろんなことやってくれているんです。私も今、東京の大学で、障がい学生支援をやっているところに、どんなことをしてくださっているか、聞きに行くことがあるんです。大学でできることが、高校でできないわけでもないし、中学でできないわけでもないし、下ろしていけば小学校

でもできないわけでもないと思っていますので、大学で障害のある学生にこんなことをやってますよということを伝えていくことが、もしかしたら高校の役に立つかもしれない。なぜかっていうと、先生方は、やはり社会に出たときに支援してもらえないと思っているので、厳しく指導する面があると思います。ですので、社会に出てから支援する方法があるのであればその方法を使うということも考えると思うのです。大学は入試の配慮から、修学時の支援まで結構やってくれているんです。あくまで一部の例だとは思いますが。季刊紙「特別支援教育」の特集で書いていただいた資料から持ってきていますが、教科書教材、試験問題の電子データ、音声データの作成など、こういったことをやってくれている大学があるってことです。

それで、文科省はじゃあ何しているかと言われると、この「教育支援資料」には、障がい種別にこんなことができますよとか、特別支援学校だとこんな支援ができますよ、こんなことが学べますよ、特別支援学級だと通級による指導だとかいうことが、こういう子どもたちにこういうことをやりますよってことが書かれてあるので見てください。「教育支援資料」というキーワード入れていただければ、すぐに出てきます。全部で300ページ以上ありますので、一気に全部読むにはかなりハードと思うのですが、障がい種別に大体20ページずつぐらいになっているので、気になる障がい種から見ただけならと思います。

このスライドは、特別支援教育の課題、国の課題ですが、その中に、しっかり高等学校における特別支援教育の推進っていうのが大きいテーマとして挙がっています。私たちもやる、やる決意でやっているということです。

この障害者の権利に関する条約のスライドは、今日どうしても話したいなって持ってきたものです。合理的配慮はこの「障害者の権利に関する条約」（資料1）からスタートしているんですけど、この条約の教育分野のことを書いている条文には目的が書かれてあって、私は、その書かれている目的を意識しないとだめですよ、と思っています。僕は、いつもいろんなことお伝えするときに、目的が大事ですよ、方法も大事なんだけど、目的を忘れちゃだめですよって話を常にします。目的はこの三つで、三つ全部大事なんですけど、僕が意識しているのは、子どもは最大限まで伸ばさなきゃいけない、これが教育の役割だということと、社会に参加するということです。

次は、インクルーシブ教育システムについてです（資料2）。日本としてはインクルーシブ教育システムという言葉を使っているんですけど、これにも目的があります。子どもを最大限伸ばす、社会に効果的に参加するっていう目的のもとで、インクルーシブ教育システムの構築を進める。条約も特別支援教育の目的も同じですね。

合理的配慮については、これも目的があります（資料3）。障がいのある子どもがほかの子どもと平等に教育を受ける権利を確保するためということなんですけど、この目的を忘れずにやらないといけないなと思っています。

資料1 障害者の権利に関する条約（教育関係）

3 教育部分（和文）

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system at all levels）及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮（reasonable accommodation）が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

資料2 中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）  
～「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の  
ための特別支援教育の推進」より～

【インクルーシブ教育システム】

・ 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、  
人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最  
大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする  
との目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、  
障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活す  
る地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合  
理的配慮」が提供される 等が必要とされている。

・ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくイン  
クルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支  
援教育を着実に進めていく必要があると考える。

・ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを  
追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自  
立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指  
導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中  
学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校  
といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要で  
ある。

・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、  
できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、そ  
れぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成  
感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけ  
るかどうかが、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要  
である。

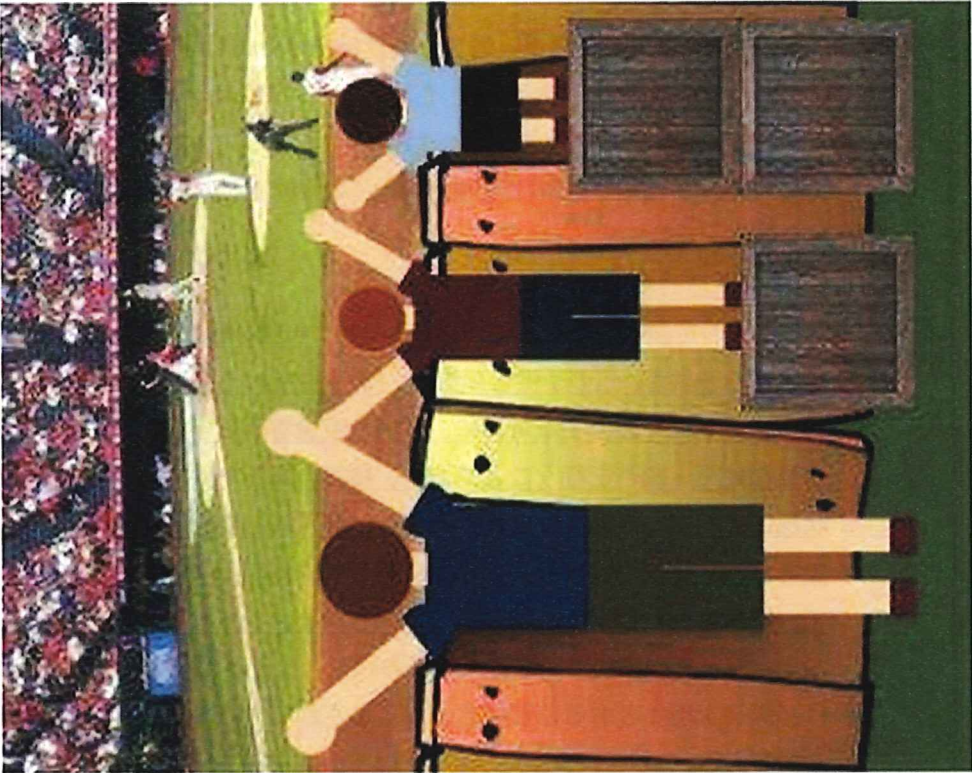
資料3 中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）  
～「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の  
ための特別支援教育の推進」より～

3. 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその  
基礎となる環境整備

（1）「合理的配慮」について

- ・ 条約の定義に照らし、本報告における「合理的配慮」とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。  
なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- ・ 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。
- ・ 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

問題はこの文章のところをどうやって理解するかなんですけど、文章を理解するのが難しいので、いつもこの絵を使っています（24頁の図「合理的配慮：EQUAL（左）とFAIR（右）」、出典 <http://joe-bower.blogspot.jp/2013/06/fair-isnt-equal.html>）。



左側は今までの平等な支援とか配慮という感じです。右側が合理的な配慮が提供されているという感じになります。なぜそうなのか、っていうと、まずは、この3人が何をしようとしてるかっていう目的が大事になります。この3人は何をしようとしていますか？野球観戦ですよ。ということでちょっと考えてください。（左側では）この大きい人は観えてますか、観えてませんかと言われたら、観えてますね。真ん中の子、これ観えて、ますね。これちっちゃい子は観えて、ませんよね。そうなんです。野球観戦するっていう目的に対して、この子はアクセスできてないんです。だから、左側は支援はしているけれども、合理的配慮が全員にできているかと言われると、この一番小さい子にとっては合理的配慮ではないんですね。真ん中の子にとっては合理的配慮かもしれませんけど。じゃあ、右側です。この大きい人、観えてますね。真ん中の人も、観えてます。ちっちゃい子も、観えてます。全員観えていますので、これは合理的配慮が行われている状況だといえます。

大事な点が三つあります。一つめは、合理的配慮っていうのは、要らない子がいるんです。みんなにやらなきゃいけないのではなくて、必要に応じてやるんです。だから必要ないという子もいます。次は、この真ん中の人に、二つ目の箱は要りますかね。あったほうがいいですね、野球を観るには高いところから観たほうがより観やすいですから。でも違います。二個目はあったほうがよりいいかもしれないけれど、合理的配慮としては二個目は要らないんです。この子はこれで十分観えているから、という考え方が必要なんです。だから真ん中的人是これ1つで合理的配慮、小さい子は2つで合理的配慮。ただ難しいのは、教育の場面において、こうやって0、1、2ってこんなに簡単にできたら苦労はないですよ。それはよく私もわかっています。けども、基本的な考え方はこういうふうなかたちで考えるといいのかな、と思っています。三つ目のポイントは、じゃあ、この箱が絶対ないとだめなのかって話です。この箱がある、ということは球場に基礎的な環境がある、ということになります。どうですか、これ箱がないとだめですか。当然あったら、球場にこの3人が来たときに、見えないんで箱くださいって言ったら、すぐ持ってきてくれますよね。そしたら1回の表から野球を観れますけど、「あ、ごめんなさい、うちないんです。今から作ります」って、できあがったら9回裏だったならどうします？そんなショックな話ないですよ。ということは、あるっていうのは大事なんだけど、箱じゃないとだめですか、という質問です。そんなことはないでしょ。例えば、そばにいた警備員さんがちょっと何とか時間が作れて、この小さい子供2人を肩車と抱っこする。野球を観るという目的から言うと正しいですね。OKですね。まだありますよ。例えば、ここじゃ見えないから、箱がないから、どうぞバックネット裏で移動して観てください、と。これもありですよ？ただ、ここで考えなきゃいけないのはこの2人を抱っこする警備員さんに過度な負担となっていないかどうか。9回裏まで抱っこするのは大変ですよ。だからそういうこと考えなきゃいけないし、バックネット裏で観るっていうときには、そこで観

るお金は多分数倍以上高いですね。だとしたら、球場とか球団の経済的負担としてここで観せるのが過度な負担かどうかを考える、ということなんです。他にも周りの観客との均衡を失っていないか、という視点も大事です。

でも、もっと大事なことがあります。僕は二つしか例を出さなかったんですけど、ほかに方法はないですか。ほかにまだまだ方法ありますよね。合理的配慮っていうのは知恵の出し合いなんです。例えば、箱が1個しかないんですとか言われたときに、じゃあ1個しかないからもう無理、ではなくって、今の知恵の出し合いで、どうしたら野球を見るというのに達成できるかどうか。極端なことを言いますよ。この板壁を切ったっていいじゃないですか。見えるでしょ？ただ危険ですよ、ボールが飛んでくるから。例えばその危険をどう考えるかとかも考える必要もあるし、次の試合のときには、ここをまた元に戻さなければいけないわけですよ。これ、どうするかって考えも必要ですね。例えば、まだほかにもあります。この顔の前だけ穴開けるってね。

目的を達するにはどうするか、それでその子がきっちりその目的にたどり着けているか、合理的配慮を提供する側にとって負担になっていないかどうかを、どういうふうに話をしていくかも大事な視点になります。合理的配慮っていうのは、そういうふうに考えていかないとだめなんですね。ですから、皆さんの知恵の出し合いのところが非常に大きいです。こんなことをやってください、無理です、じゃなくて、この子が何に困っていて、その困っている原因が何から生じているのか、そして目的を達するにはどうするのか考える必要があるってということなんですね。だから、高校でも、支援や配慮、例えば通級による指導を使う、使わないも含めて、この子が何につまずいていて、何が本当はやりたいんだけど、そのやりたいことにアクセスできないから、アクセスするためにどんな合理的配慮をしようかっていう考え方を法律とかルールの中でやる、ということになるかなあいうふうに思います。

合理的配慮と基礎的な環境の整備を簡単に模式図にしたのがこういうことです（27頁の図「合理的排除と基礎的環境整備」）。基礎的な環境が整っていけば、先ほどの球場の例ですと、箱が二つしかなかったら、ちっちゃい子は使えるんだけど、真ん中の子の分がないってことになっちゃいますよね。ということは、基礎的な環境が充実してくれば、合理的配慮は少なくって済むんじゃないか、いう考え方を示しているということなんですね。学校においては、例えば、ICT機器が充実しているとか、タブレットが一人一台あるとかですね、特別支援教育支援員さんがいるとか、もしかしたら通級指導教室が設置されているというのが、基礎的な環境として大事なことです。さらには教員それぞれが特別支援教育の考え方とかを手法とかを理解しているということも大事な基礎的環境かなと思います。

自分の乗っている電車の中でこんな広告を見つけました。ある自動車教習所なんですけれど、この後ろのほうに、「手話による教習実施中」って書いてあるんです。つまり、基礎的な環境として、このドライビングスクールは聴覚障がいの人が来ても、

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」：障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

### 学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

#### ①教育内容・方法

##### ①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

##### ①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

#### ②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

#### ③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

### 基礎的環境整備(8観点)

①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

②専門性のある指導体制の確保

③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

④教材の確保

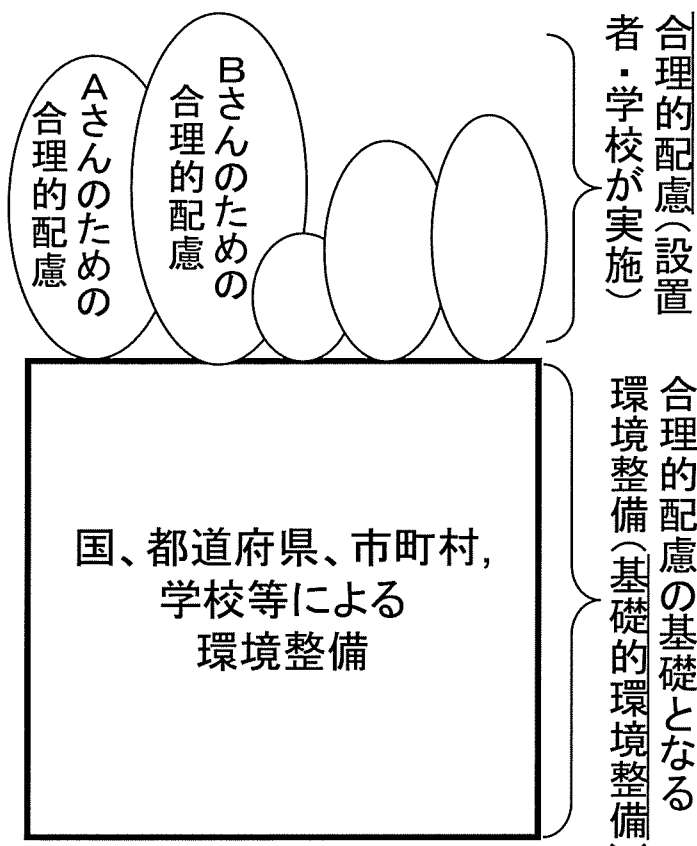
⑤施設・設備の整備

⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置

⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

⑧交流及び共同学習の推進

### 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



手話で対応できますよって言っているわけです。いいことですよ。こういうふうに基礎的な環境が整っている状況を作ってかなきゃいけないということなんですね。

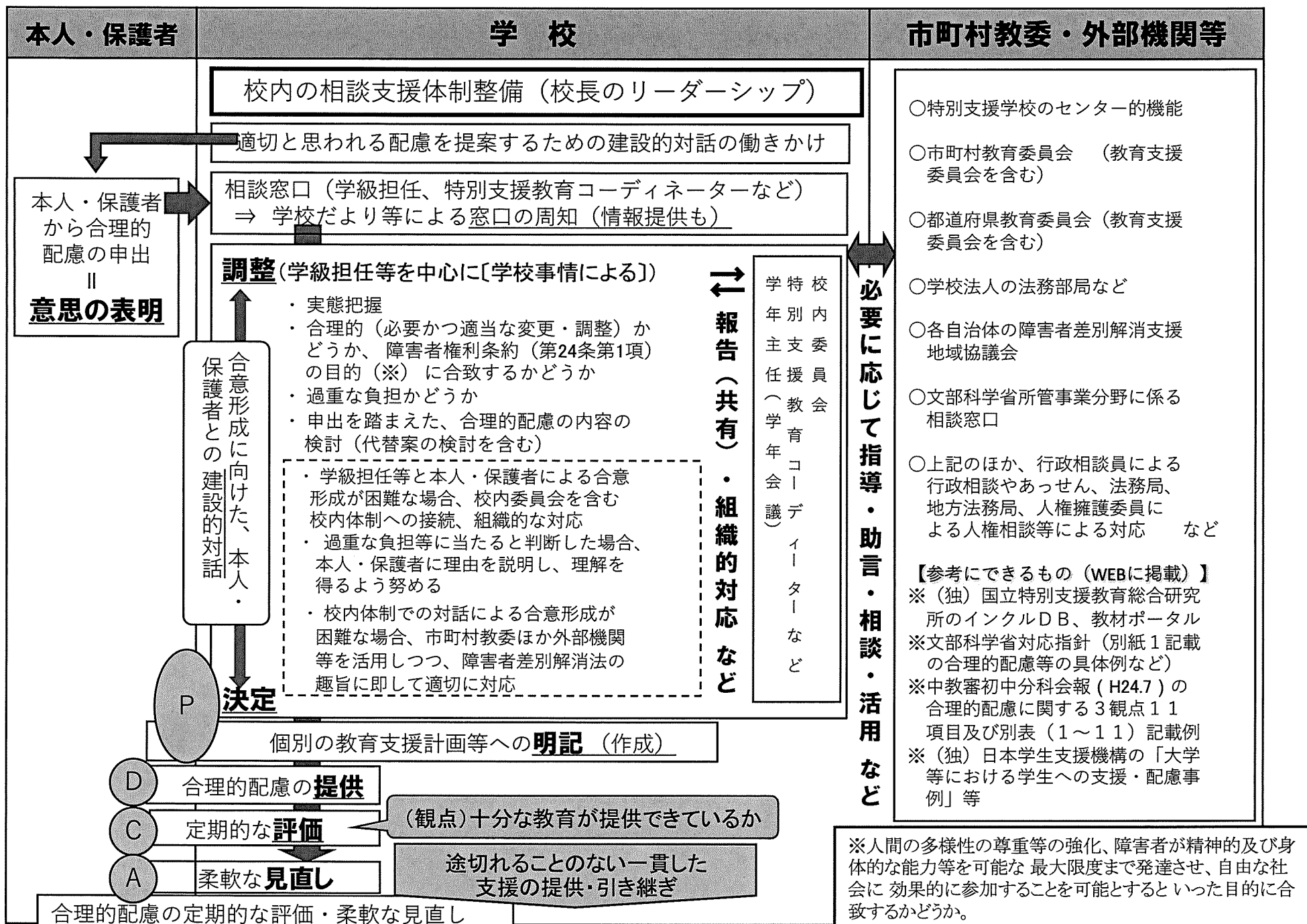
これは、合理的配慮提供のプロセス図です（29 頁の図「各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）」）。基本的には、このプロセス図は、合理的配慮のプロセスだけではなくて、何か子どもに対して支援したいとか、子どもと保護者と何か話し合いを持ちたいというときには全部共通のように思うのですが、一つだけ合理的配慮の場合に言える大きなことは、意思の表明がスタートだということです。意思の表明っていうのは、私はこういうことに困っています、手伝ってくださいっていうことを、まわりに伝えるということです。学校段階においては教員側が先に子どもが困っている状況に気づく場合がありますので、教員側から保護者、本人に、こんなこと困っていますよねっていうところのスタートもありえますけど、合理的配慮の場合は意思の表明っていうのが大事になる。そこから調整して決定する。その中で建設的対話をする。建設的対話っていうのは、今の知恵の出し合いですよ。どういうふうに知恵を出し合ってやるか。知恵の出し合いっていうことは目的を忘れちゃだめなんですね。その生徒さんが何に困っていて、何をやりたくって、このやりたいがなぜできないのか、そしてどうすればアクセスすることができるかっていうことを話し合うんです。合理的配慮の目的を忘れずに対話をしていくことで決定していきましょうということです。決定したら、実施するんですけど、何をするかを書いておかないと忘れちゃうので、個別の教育支援計画等を書いておいてください、さらには、ずっと同じ合理的配慮でいいかどうかはわからないから PDCA サイクル回してくださいねっていうことです。

実際の合理的配慮の内容については、やっぱりわかりにくいということなので、例示をしているので、中央教育審議会初等中等教育分科会から示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（報告）っていうのを見ていただいたらいいかなと思います。これもネットに情報があります。

内閣府ホームページ「教育 合理的配慮等具体例データ集（合理的配慮サーチ）」や独立行政法人特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」というものも作っています。その中には、今日、私が話したいろんなキーワードが解説されていますので、ぜひここを見てください。Q&A なんかもあります。こちらは、教材のポータルサイトもありますよっていう情報提供です（<http://kyozai.nise.go.jp/>）。

合理的配慮は 4 月 1 日に施行された法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法に定められています。障害を理由にした不当な差別的取扱いの禁止っていうのは、例えば障がいがある原因、理由で何かいろいろ断っちゃだめだ、ということですけど、これは国、地方公共団体、民間事業者も法的義務がある。だけでも、合理的配慮ということに関しては、国公立はやらなきゃいけない法

意思の表明 → 調整 → 決定・提供 → 評価 → 見直しのプロセス



※人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうか。

的義務があります。だけど、私立は努力義務なんです。努力義務っていわれたら、どこまでやったら努力なんですかって絶対聞かれますよね。だから、国、つまり文部科学省が対応指針っていうのを作りました。対応指針はつまり学校法人、私立向けなんです。全部は説明しませんので、あとでスライドをご確認ください（対応指針のHP：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm)）。一番見てほしいのは、具体例が書いてあるところです（資料4）。通常、具体例っていうのは、今までどこでもやられていることを書いていくというのがパターンなんですけど、この合理的配慮については違います。なぜかというところとやられてないこと、新しい概念だから。このスライドの四つ目と五つ目のところを見てください。入学試験や検定試験で読み上げ機能を使うとか、ほとんど今までまだやられてないんです。なのに、例示がされている。五つ目、読み書きの困難のある子どもに対して、筆記に代えて口頭試問でいいですよっていつてるんです。例えば、社会科の地理の問題で北海道の特産って何ですかとか、北海道の地理的特徴を述べなさいとそういうときに、口頭でOKだということですね。口頭試問でできるものとできないものがあるんだと思うんですけど、口頭試問というのも使えますよっていうことを書かれている。これは非常に画期的なんですね。ただ、これらは例示ですので、それをすればよい、ということではありません。個別に検討していくことが大事になります。対応指針、ぜひ読んでいただきたいなと思います。

今日の会場には、高校の先生が3分の1ほどいらっしゃったので、合理的配慮を実施する際の学校の体制整備の話をしてします。上士幌高校の話でも、体制整備が大事なんですって話があったと思うんですが、体制整備は非常に大事です。なぜかといいますと、合理的配慮というのは新しい制度なので、本人・保護者が、困っているんだけど、誰に言ったらいいんだろうって、なってくるんですよ。だから、上士幌高校さんの取組で、すごくいいなと思うのは、すべての子どもたち、すべての保護者に、こんなことやってますよ、やりたい人はぜひ言ってねって、通級による指導や合理的配慮のことを伝えているところです。まだ高校の通級による指導のモデル校の中でも、一部だけ、必要な子にだけ声かけているっていうところもあるんですけど、そうじゃないところが、非常にいい取組だと、私は評価しています。そういう体制整備が大事。この体制整備の元を作るのは、先生一人一人の気持ちの問題が非常に大きいと思います。一時期、モンスターペアレントという言葉がはやりましたが、そんな雰囲気学校が持ったら相談しにくいですよ？だから、学校の先生はそれぞれ、いつでも相談受けますよ、一緒に考えましょうっていう雰囲気を作っておくというのが非常に大事です。そういう雰囲気が学校にないと、体制整備って作ってもうまくいかないなと思ってます。

#### 資料4 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

- ・ 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減するなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること
- ・ 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用や、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること
- ・ 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- ・ 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字や音声読み上げ機能の使用等を許可すること
- ・ 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- ・ 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。

＊（初等中等教育段階については、） 具体例のほか、H24 の中教審初中分科会報告において整理された合理的配慮の観点や障害種別の例及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」も参考とすることが効果的である。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

厚生労働省も対応指針を作っています。何で厚生労働省のものをお見せしているかというと、文部科学省のやってることは、文部科学省の範囲の中の話なんです。つまり、多くは学校の話なんです。だけど、厚生労働省のほうの話は、当然、社会に出たあとの話になります。厚生労働省は対応指針で何をいつているか。文部科学省と似たようなことをいつてくださっているんですけど、どちらかというと学校より厳しいことを書いているように思います。学校側はこれも意識しとかなないと、つまり卒業した先に、どんな手立てを打ってくれるところがどれだけあるのかとか、どんな手立てが打てて、何は無理なのかっていうことを、理解しとかなないと、どこまで指導するのかとか、支援する方法も変わりますよね。だからこれも大事。さらに国土交通省のものもちらっと見ておいたほうがいいと思います。なぜかっていうと、例えば障がいのある方が旅行する、電車に乗るときに、どんな配慮してくれるのかって考えたら、国土交通省のものを見るのが一番いいわけですね。全部の省庁が出しているの、見てみようと思ったら、「内閣府、対応指針」ってキーワード入れていただいたら、内閣府が省庁の対応指針全部をひとつのホームページにまとめています。全部リンクが貼られているので、ぜひ気になる方は「内閣府、対応指針」のキーワードで、すべての省庁の対応指針を見てみてください。

次に、高校のモデル事業の話をしします（33 頁の図「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業～個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業～」）。現在、22 校がやってくさっているんです。北海道は、そのうち3 校もやってくれています。ここにいろんなキーワードが書かれているので、ぜひ高校のモデル事業というのは何をしているのかは、これを見ていただきたいと思うんですが、一番大事なのは、上士幌高校さんも言ってくさいましたが、学校全体でやるんです、教員全体がやるんです。通級だけが踏ん張って、通級の先生だけが踏ん張るんじゃないんです。すべての先生が踏ん張って、学校が支え、学校で支えるんです。ということは設置者である教育委員会が、ここだと北海道教育委員会ですけど、そこが高校を支えなきゃいけないし、市立の高校があるとすれば市立の市の教育委員会も支えなきゃいけないっていう、そういう仕組みを新しく作ろうとしている。これが平成30 年度にスタートしようとしている。30 年度って、ちょっと先だと思っただめです。今の時期には入試要項も出ていて、もうどこに通級があるかくらいはわかってないと入試できませんから、たくさんのが今の時期には固まっていると思います。それぞれの都道府県が考えることなので、今はわからないですけど、定まってないと大変です。私たち、文部科学省も急いで頑張らないといけないなと思っるところです。

# 自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育 充実事業 ～個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業～

( 平成28年度予算額 : 342,744千円 )  
平成29年度概算要求額 : 98,407千円

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別的教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る

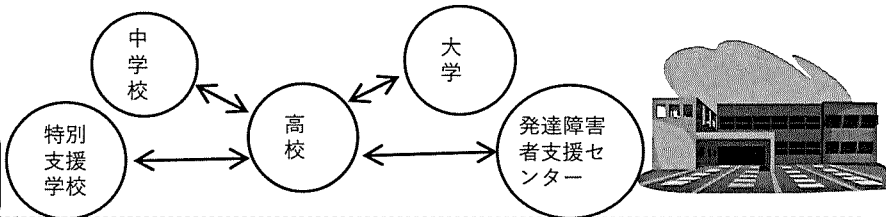
## 文部科学省

指定

### 【3カ年の研究指定】

【25地域（1地域当たり高校1校程度）】

- 1年目:教育課程の特例に向けた準備、一部試行的実施
- 2年目:教育課程の特例の適用、全体の試行的実施
- 3年目:2年目の実施結果を踏まえた改善・実施



◎対象:言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

### ①運営協議会の設置

#### ネットワークの構築

・高校、中学校、特別支援学校、大学、発達障害者支援センター等によりネットワークの形成を図り、支援体制を構築。

#### 生徒の実態把握

・中学校からの引き継ぎ、諸検査の活用等により、生徒の障害の状態や特性、得意分野等の実態把握を実施。

#### 必要な教育内容の検討

・生徒の実態把握を踏まえた、自立活動の指導、得意分野を伸ばす教科指導など、教育課程全体の検討。

### 個別的教育支援計画 指導計画の作成

### ②障害に応じた特別の指導

※教育課程の特例を適用（学校教育法施行規則第八十五条）

#### 自立活動の指導

・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自立活動の指導を実施。

#### 教科・科目の補充指導

・障害の状態に応じた各教科・科目の補充指導を実施。

#### 自立活動等担当教員

・自立活動などの障害に応じた特別の指導を担当する教員を配置。

合わせて年間1～8単位程度

### ③個々の能力・才能を伸ばす指導

#### 一斉授業の改善工夫

・障害のある生徒と、ない生徒が共に学ぶ一斉授業での、理解しやすい授業づくり、障害のある生徒への個別の配慮等。

#### 能力・才能を伸ばす重点指導

・障害のある生徒の得意分野を伸ばす教科指導の充実、指導上の配慮の検討。

### 外部人材等の活用

・大学教員・芸術家等の外部の専門家による専門的な指導  
・大学・研究機関等の施設設備を活用した実験・実習等。

## 高等学校における特別支援教育の充実

自立活動により、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服  
(例) クラスの仲間とのコミュニケーションなど対人関係が困難。  
→自立活動の「人間関係の形成」に関する指導により改善



一斉授業等の中で、得意分野を更に伸ばす  
(例) 読むことは困難だけど、計算はズバ抜けている。  
→文章を図解するなど視覚化を重視した国語の一斉授業の改善  
(理解しやすい授業づくり)や、数学重点コースの設置など



平成30年度からの高等学校における「通級による指導の円滑な運用のために、成果を普及

今、学習指導要領が変わりつつある中で、一つだけ話をさせていただきます。高校通級の制度化は決まりましたので、今やっているのは、幼稚園、小・中学校、特別支援学校幼稚部、小学部、中学部の教育要領、学習指導要領の改訂がメインなんですけれども、特別支援教育のことがかなり議論されています。たくさんあるのですが、時間の関係で一つだけ。

その中で、私が発達障害専門の調査官ですので、小・中学校の通常の学級の話をしたと思います。みなさんに質問です。今まで小学校の国語の学習指導要領の解説の中に、障がいのある子の配慮ってどれくらい書かれていたと思いますか？総則には書かれているのですが、解説には全く書かれていません。そこで、今回の議論では、障害別の指導の工夫だけでなく、各教科等において、学習プロセスにおける、考えられる困難さの状態に対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示すこととされました。これが解説に掲載されるということは非常に大きなことです。また、障害種別ではなく困難さの状態に対して手立てを入れたことも非常に大きい転換です。例えば、スライドを見てください（35 頁の資料 5）。「文章を目で追いながら音読することが困難な場合」と書かれています。この困難が生じる可能性のある障害種は何でしょうか。LD、肢体不自由、弱視、自閉症、ADHD など、いろいろな障害種が考えられますね。このたくさんの考えられる困難の原因の中から、教員が観察や検査などから、その困難の原因を探り、意図をもって手立てを検討するという構造になっています。今回の例示は、教員が「自分がどこを読むのかが分か」らなくなるので音読できない、と判断して、「教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮」を手立てとして実施することになります。学習指導要領の解説が出ましたら、ご確認ください。

学習指導要領の動画解説や大学の障害学生支援の検討会、次世代の学校指導体制の在り方について（中間まとめ）など新しいことがどんどん動いていますので、アンテナを高くしてください。また、こういう新しい情報を確認するときは、私たちが年 4 回出している「季刊 特別支援教育」を読んでいただければ、と思います。

特別支援教育については、いろいろと新しいことが動いています。特に高等学校の通級による指導の開始は非常に大きなことです。大変な面があるとは思いますが、ぜひ、一緒に作っていきましょう。

以上で田中の話を終わります。

（注）このシンポジウムは、2016 年 11 月 27 日に行われたものです。報告内容およびディスカッションにおける発言は、シンポジウム開催当時の状況や情報にもとづくものです。

資料5 新しい学習指導要領における配慮の考え方や配慮の例の示し方

～平成27年12月16日 教育課程部会特別支援教育部（第3回）資料4－2より～

資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、  
児童生徒の十分な学びが実現できるよう、  
学習の過程で考えられる【困難さの状態】に対する【配慮の意図】＋【手立て】の  
例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の  
意図を持つ必要）

小学校（国語科）の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【困難さの状態】視覚、言語理解

【配慮の意図】

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分ち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。

具体的イメージな

【手立て】見えにくさに応じた情報

- 考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合には、児童がどのように考えればよいのかわかるように、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。

心の理論な

- 自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

注意のコントロールな

- 声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。